



令和5年度第6回県保健医療計画推進会議
資料5-1

**協議：医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に
関する取扱要領の改正について**

目次

- 1 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の法令上の取扱い
- 2 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の要件
- 3 これまでの経緯
- 4 改正（案）
- 5 改正（案）の詳細
- 6 スケジュール

1 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の法令上の取扱い

		内容	
原則	病床を設けようとするときは、許可を要する（医療法第7条第3項）		
特例	届出でよい	求められる役割	患者急変時に対応する機能、在宅医療の拠点としての機能 ⇒地域包括ケアシステムの構築の推進 ⇒周産期医療等、地域において良質かつ適切な医療を提供
		取扱い	○二次保健医療圏の病床の状況（過剰か不足か）に関わらず協議 ○承認後は、既存病床数としてカウントされる。
		手続き	都道府県知事が、予め地域医療構想調整会議の協議を経た上で、医療審議会の意見を聴いて必要と認める

2 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の要件

【医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領】

区分	要件
<p>地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所</p>	<p>ア 診療報酬上の「在宅療養支援診療所」の施設基準の届出を行っている診療所 イ 過去1年間の急変時の入院件数が6件以上ある有床診療所 ウ 患者等からの電話等による問合せに対し、常時（24時間）、医師・看護職員が対応できる体制がとられている診療所で、診療報酬上の「時間外対応加算1」の施設基準の届出を行っている診療所 エ 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受け入れが1割以上である有床診療所 オ 過去1年間の当該医療機関内における看取りの実績が2件以上ある有床診療所 カ 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔を実施した患者数が年間30件以上ある診療所 キ 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能を有する診療所（過去1年間に介護保険によるリハビリテーション、居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、短期入所療養介護若しくは介護予防短期入所療養介護を提供した実績がある診療所又は指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者である診療所）</p>
<p>分娩を取り扱う診療所</p>	<p>なし</p>

3 これまでの経緯

- 医療法第7条第3項の許可を要しない診療所の決定における議論において、横浜地域地域医療構想調整会議や医療審議会で次のような意見があった。

年度	会議体	意見等
平成30年度	横浜地域 地域医療構想調整会議	病床の事前協議と一緒に議論すべきではないか。
	医療審議会	承認にあたり、 <u>審査の厳格化</u> について意見があった。
令和元年度	地域医療構想調整会議・ 保健医療計画推進会議	① <u>地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の要件の厳格化</u> ② <u>分娩を取り扱う診療所の要件の厳格化（今後の検討課題）</u> ③ <u>病床整備事前協議との関係性の整理等</u> ④ <u>開設届出受理後の指導のあり方</u> について議論を行った。

- これらを整理した上で受け付けるべきという考えから、**横浜二次保健医療圏では、令和元年度から医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する協議の受付を停止している。**
- 令和5年度第2回保健医療計画推進会議で検討した結果、**当該病床は、規定上、届出でよいとする法の趣旨に鑑みると、許可以上の要件を加えることは不相当**であるため、審議に必要な情報（申請者が明らかにすべき情報）の明確化等を行うこととした。

4 改正（案）

①地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の審議に必要な情報（申請者が明らかにすべき情報）の明確化

第1号様式【添付書類】

「地域包括ケアシステムの構築に必要であることを確認できる書類」を明記

②分娩を取り扱う診療所の審議に必要な情報（申請者が明らかにすべき情報）の明確化

第2条

「分娩を取り扱う診療所」を「地域において良質かつ適切な産科医療が提供されるために必要な分娩を取り扱う診療所」に限定

第1号様式【添付書類】

「地域において良質かつ適切な産科医療が提供されるために必要であることを確認できる書類」を明記

③－1 病床整備の事前協議との整合の観点から協議時期を検討

第4条（新設）

「前条の規定による申出の受付期間は、10月1日から11月30日とする」ことを明記

③－2 当該病床の配分後の取扱いを明確化

第7条（新設）

「知事は、許可を要しない診療所に該当することを決定する際に、決定された目的にのみ病床を使用すること、他の病院等との間で病床を移動しないこと等の条件を付す」ことを明記

④開設届出受理後の状況確認の方法を明確化

第2号～第4号様式 【添付書類】

「地域包括ケアシステムの構築に必要であることを確認できる書類」、「地域において良質かつ適切な産科医療が提供されるために必要であることを確認できる書類」を明記

5 改正（案）の具体的な内容（1）

① 地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の審議に必要な情報（申請者が明らかにすべき情報）の明確化

- 協議書第1号様式〔添付書類〕に次の書類を添付することを明記する。

※ 審議に必要な情報として、次のことが確認できる書類を協議書に添付すること。

- ・ 地域の医療・介護関係者による協議の場への参加実績が確認できる書類
- ・ 地域の医療機関及び介護関係機関との連携実績が確認できる書類
(自法人内・自グループ内は除く、連携のための相談は含めない。)
- ・ 地域の入院患者を随時受け入れる体制が整備されていることが確認できる書類
(急変時やレスパイトなどへ柔軟に対応できる体制であることが確認できる計画や組織の規定など)
- ・ 医療と介護の連携シート等によって患者（利用者）情報が地域の医療機関及び介護関係機関との間で共有されていることが確認できる書類等

5 改正（案）の具体的な内容 （2）

② 分娩を取り扱う診療所の審議に必要な情報（申請者が明らかにすべき情報）の明確化

- 要領第2条の文言「分娩を取り扱う診療所」を「地域において良質かつ適切な産科医療が提供されるために必要な分娩を取り扱う診療所」にする。
- 協議書第1号様式〔添付書類〕に次の書類を添付することを明記する。

※ **審議に必要な情報として、次のことが確認できる書類を協議書に添付すること。**

- ・ **一般社団法人日本専門医機構***が認定する産婦人科専門医が常時（診療時間内）いることがわかる書類（認定証の写し）
- ・ 周産期救急医療システムに則って、地域の周産期医療センター等と連携できる体制を構築し診療を行う旨の誓約書

* 周産期医療協議会委員のご指摘により、一般社団法人日本専門医機構に修正

5 改正（案）の詳細（3）

③－1 病床整備の事前協議との整合の観点から協議時期を検討

- 病床整備事前協議と同じ時期に協議することとする（第4条新設）。

受付期間 10月1日から11月30日とする

受付期間（10月～11月） ➡ 地域医療構想調整会議（2月頃）

➡ 県保健医療計画推進会議（2月～3月頃） ➡ 医療審議会（3月頃）

③－2 当該病床の配分後の取扱いを明確化

- 目的以外に使用しないことや病床の移動ができないことを明記する（第7条新設）。

➡ 決定された目的にのみ病床を使用すること。

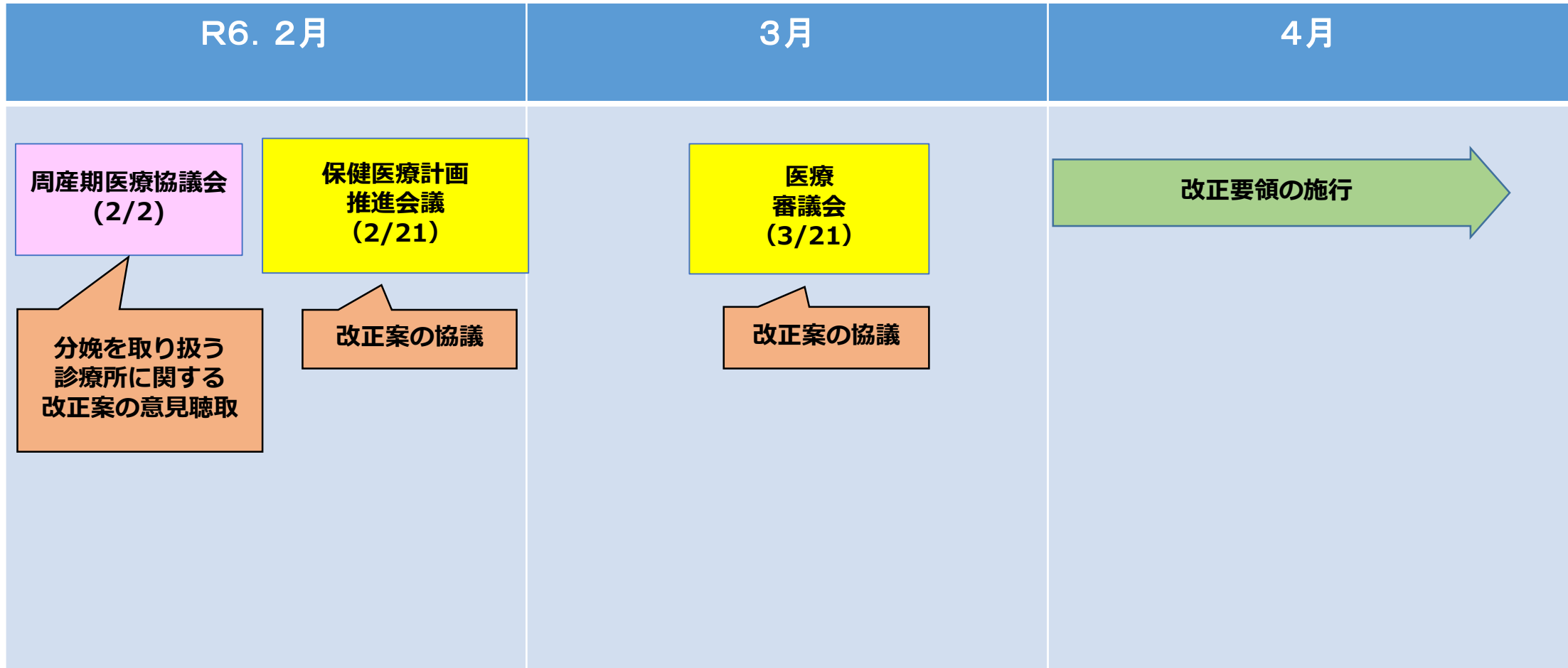
➡ 他の病院又は診療所との間で病床を移動しないこと。

④ 開設届出受理後の状況確認の方法を明確化

- 毎年度の実績報告により、状況確認を行うことを明記する（協議書第2号～4号様式 [添付書類] ）。

➡ 要領改正後に届出した診療所は、診療等の前年度実績に合わせて、協議時に示した体制と変化がないことを報告（添付書類として提出）するものとする。

6 スケジュール



説明は以上です。